

## 平成27年第1回尾張旭市公平委員会議事録

### 1 開催日時

平成27年3月3日(火)

開会 午後3時30分

閉会 午後3時55分

### 2 開催場所

尾張旭市役所2階 203会議室

### 3 出席委員

委員長 黒澤佳代

委員 戸塚理人

委員 岡本浩

### 4 欠席委員

なし

### 5 傍聴者

なし

### 6 出席した事務局職員

行政課長 木上恒夫

行政課法務文書係長 谷口洋祐

行政課法務文書係主事 村上幸歩

### 7 会議に付した事件

第1号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について

第2号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

### 8 議事要旨

行政課長	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらは尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該当する可能性がありますので、会議中、氏名、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案させていただきます。また、会議録につきましても同様の取扱いをしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
------	---

行政課長	<p>それでは議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>委員3名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第11条第1項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成27年第1回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第1号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、第2号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』の2議案でございます。</p> <p>それでは第1号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。先ほど、事務局から提案がありましたが、第1号議案について会議を公開とすることについて、御異議はありますか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、第1号議案については、公開とします。</p> <p>それでは議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局（係長）	<p>まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。先日郵送しましたのが、①次第、②ホチキス綴じの議案がセットになった資料。本日配布しましたのが、③関係法令抜粋、④組合規約の写し。合計4点でございます。</p> <p>それでは、ホチキス綴じの議案資料をお手元に御準備ください。第1号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。</p> <p>この案は、地方公務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定より、職員団体の登録申請書の記載事項の変更を行おうとするものでございます。関係法令の資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。</p>

事務局（係長）	<p>下線部分が要旨ですが、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。</p> <p>また、資料の裏面ですが、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項では、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとされています。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体である、尾張旭市教員組合の代表者から届出があったため、変更登録する必要が生じたものでございます。</p> <p>再度議案の資料を御覧ください。変更登録の内容は、理事その他の役員に関する事項の変更でございます。当該組合規約第16条の規定により、役員は組合長、副組合長、書記長、会計の4名であり、この度、副組合長と会計が改任され、届出があったものでございます。なお、資料の2ページに改任届の写しを、資料の3ページには、役員の選出に係る、当該組合の選挙管理委員長による役員改任証明書の写しを添付しております。</p> <p>よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
戸塚委員	<p>登録職員団体の台帳への変更登録はどのように行うのでしょうか。</p>
事務局（係長）	<p>これまでの履歴を記載した台帳がございますが、新しく役員として登録される方の情報は、台帳には情報がないので、届出のとおり、登録いたします。</p>
戸塚委員	<p>台帳に変更を加えていくわけですね。</p>
事務局（係長）	<p>そうです。</p>
委員長	<p>その他に御質問等がありますでしょうか。</p> <p>（「質問なし」の声あり）</p>

<p>委員長</p>	<p>御質問はないようです。</p> <p>尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、変更登録することといたします。事務局で、通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>では、第2号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』に移ります。事務局から説明してください。</p>
<p>事務局(係長)</p>	<p>それでは、第2号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』を、御説明いたします。資料の4ページを御覧ください。</p> <p>この案を提出いたしますのは、平成27年4月1日付けで施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、当該公平委員会規則の関連する部分について、所要の改正を行おうとするものでございます。</p> <p>改正点は、「教育長」を管理職員等の範囲として定める別表の規定から削るものです。法改正により、教育委員会の委員長と現在の教育長を一本化した新たな教育長が置かれることになったことに伴う改正です。今まで、教育長は一般職として地方公務員法の適用を受け、同法の規定に基づく管理職員等でありました。しかし、新しく平成27年4月1日から始まる制度の教育長は、市長が議会の同意を得て任命する職として特別職の身分を有し、法律に特別の定めがあるほか、地方公務員法は適用されませんので、今回、管理職員等の範囲として定める別表の規定から削ろうとするものでございます。なお、平成27年4月1日にこの改正法が施行されますので、今回の改正を行いますが、現在の教育長の任期が平成28年9月30日まででございますので、現在の教育長の任期が満了するまでは、なお</p>

事務局（係長）	従前の例により現在の教育長が在職するものと法律で定められています。このことから、附則の第2項におきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合」、これが現在の教育長の任期が満了するまでの間を指しますが、この場合においては、「この規則による改正後の別表の規定は適用せず」に、なお従前の例によりまして、現在の教育長の任期中は、一般職の職員としまして管理職員等の範囲に定めるものでございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。
岡本委員	なぜ国でこのような法律の改正が行われるのでしょうか。
事務局（係長）	教育委員会制度改革がこの4月に行われまして、1つの大きな柱が新教育長の設置でございます。これ以外にも教育長のチェック機能の強化ですとか、市長と教育委員会で構成する総合教育会議というものを設置するということが変わるわけですが、新教育長の設置について御説明をさせていただきますと、これまでの課題として、教育委員会を代表する教育委員長と、一般職で常勤の職員であります教育長の、どちらが教育委員会の責任者なのかわかりにくいといった弊害、それから、教育委員会の審議がともすると形骸化しているのではないとか、あるいはいじめなどの問題が起きたときに必ずしも迅速に対応できる組織になっていないのではないか、これは大津のいじめ問題で自殺されたお子さんがいらっしゃったときに大きくクローズアップされたことになりましたが、このような様々な問題があるなかで、地方教育行政に問題がある場合に、責任が果たせる組織とするといったことが改革の方向性として、ございました。まず責任体制の明確化としまして、教育委員長と教育長の、責任者を一本化するということでございます。それから、新教育長はこれまで通り、常勤でございますので、緊急時に招集したりできるということになってまいり

事務局（係長）	ます。それから、先程のいじめなどの問題に迅速に対応するために、総合教育会議というものが設置され、首長と教育委員が定期的に会合を持ちながら、教育委員会に関する諸課題について確認をするといったことがございます。教育に関する計画につきましては、教育に関する大綱を首長が作成するといったことも、今回の教育委員会制度改革と合わせて整備されます。
戸塚委員	教育委員はいるわけですね。
事務局（係長）	はい、これまで通りです。
戸塚委員	教育委員長は、教育委員としてそのまま残るのでしょうか。
行政課長	残ります。委員長の職が教育長に移るだけです。
岡本委員	委員は市長の管轄なのでしょうか。
事務局（係長）	執行機関としては、首長と教育委員会は別の執行機関で変わりません。
岡本委員	教育長は市長の任命なので、管轄がひっかかる気がします。
事務局（係長）	これまでは教育委員の同意案を市長が議会に出して、教育委員の中で教育長を選ぶという形でしたが、新しい制度は、教育長の同意案を出すことになることから、今までより首長の関わりは強くなるものと思われまます。
戸塚委員	委員は何名でしょうか。
事務局（係長）	5名です。
岡本委員	教育委員及び教育委員長はどうなるのでしょうか。
事務局（係長）	平成28年度9月30日までは、法律の経過措置の中で現在の教育長がそのまま在職されますが、平成28年9月30日になりましたら、新制度に移行し、新たに同意案を議会に提出し、新しい教育長がこれまでの教育委員長の職も併せて担うことになります。
岡本委員	いじめなどの問題が起きた際に、教育長が常勤であるから、招集することができるという説明されましたが、それは今も問題なく行われていると思います。

事務局（係長）	これまでも実務的には、岡本委員がおっしゃられたように、招集のタイミングを常勤の教育長が判断した部分もあるかと思います。
岡本委員	尾張旭市議会には、関係条例は上がっているのでしょうか。
事務局（係長）	明日から始まる市議会に關係条例を一括して提出しています。
岡本委員	そちらでも議論があるかもしれません。今までも教育長は常勤であったので、問題解決に疑問が残ります。
行政課長	現在は、事務方のトップとして教育長がいて、教育委員会の組織のトップは、教育委員長です。制度改正後は、これまでの委員長の役割を兼ねた教育長を直接選ぶことが制度化されます。もう一つの特徴は、市長と教育長が教育行政のあり方について、定期的に話す意見交換の場が設けられました。
戸塚委員	それが総合教育会議ですね。定期的に行われるのでしょうか。
行政課長	そうなると思います。
戸塚委員	法改正なので全国一律で、現在の教育長の任期の関係でずれるだけですね。
行政課長	そうです。
委員長	よろしいですか。 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて、御異議はございませんか。
岡本委員	次の教育長は特別職なので、政治活動等は行ってもよいのでしょうか。
行政課長	今までも地位を利用した政治活動は基本的に禁止されています。
岡本委員	地位利用については、もちろんいけません、それ以外の政治活動等は、可能ではないのでしょうか
事務局（係長）	特別職として位置づけられますが、職務専念義務の免除条例で定めなければならないなど、一般職に近い取扱いを踏襲している部分もございます。今御質問のあった、政治的活動についてどれくらい許されるのかについて国の質疑

事務局（係長）	応答などで出ているかもしれませんが、不勉強で申し訳ありません。
岡本委員	公平委員会としては、それでよいですが、議会では質問が出るかもしれません。
委員長	御異議がないようですので、尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することとします。  では、次第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。  事務局からは何かありますか。
行政課長	特にございませぬ。
委員長	それでは、これをもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。